

介 護 保 険 制 度 に 関 す る 緊 急 要 望

介護保険制度は、21世紀の高齢社会を見据え、新たな介護システムを構築するものであり、現在、国・地方公共団体においては喫緊の課題として、サービス基盤や実施体制の整備に鋭意努力しているところである。

本制度は、長期的かつ安定的な制度とすることが必要であり、現下の地方財政が危機的状況にあることに鑑み、都道府県、市町村に過重な財政負担を強いることのないよう、平成12年度からの円滑な実施に向け、国においては迅速かつ十分な対応を行うことが不可欠である。

よって、国においては、これまで本会が提出した意見を踏まえるとともに、地方公共団体の財政負担に対する明確かつ十分な財政措置をはじめ、下記の事項について万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 介護保険財政に対する都道府県の公費負担、また、財政安定化基金の設置・運営、介護保険審査会の運営、事業者・施設の指定、介護支援専門員の研修等に要する財政負担に対して必要かつ十分な財政措置を講じること。特に、指定都市・中核市の在宅福祉事業及び市部の介護老人福祉施設に係る給付費負担が新たに生じることにより、都道府県にとって財政負担の大幅な増加が見込まれ

ることから、過大な負担増を強いることのないよう的確な財政措置を講じること。

また、実施後における新たな問題、公費負担について制度創設時の見込みと実績の乖離等が生じた場合において、国が責任を持って措置すること。

- 2 介護保険制度の円滑な運営を図るため、制度施行後の需要増に対応できるようサービス基盤や実施体制の計画的な整備のための的確な財政措置を講じること。
- 3 低所得者が適切に介護サービスを利用することができるよう、保険料・利用者負担について配慮するとともに、この場合の財政措置を講じること。
- 4 要介護認定が公平かつ迅速に行われるよう、明確な要介護認定基準等を設定すること。
- 5 家族介護に対する支援策を充実すること。

平成11年1月26日

全 国 知 事 会